

2023年6月

各組織 御中

計器工事関連分会支援共闘会議 議長 白滝 誠
全労連・全国一般労働組合東京地本 執行委員長 森 治美
同 一般合同労働組合 委員長 梶 哲宏

東京電力グループ企業・ワットライン社に対する

「団体交渉開催の緊急命令」を求める「個人・団体」署名取り組みのお願い

日頃から、私どもの闘いへのあたたかいご支援ご指導に心から感謝申し上げます。

現在、東京電力パワーグリッド社、東光高岳社、およびグループ企業・ワットラインサービス(株)(以下、ワット社)の団交拒否事件、組合差別、組合員雇止め事件に関する労働委員会及び司法での闘いは、大きな局面を迎えています。

こうした中、現在、国(中央労働委員会)が、ワット社に対して「直ちに団交を行う緊急命令」裁判を申し立てています。

この緊急命令申立は、すでに東京都労働委員会がワット社に対し団体交渉開催命令を発出、再審査請求を受けた中央労働委員会は令和2年(不再)第9号事件として団体交渉開催命令を発令したことに対し、再びワット社が中労委命令の取り消し訴訟を提起したことに対して、国が原告となってワット社に団体交渉を行うよう求めたものです。

ワット社は、2018年12月、組合の団交申入れに対して2023年5月現在4年半年以上団体交渉を拒否、その間に組合員への激しい差別を行い2021年3月には全員を雇止めしました。行政命令に従わず、長期間労働者・労働組合の権利を蔑ろにし被害が拡大していることに鑑み、国(中央労働委員会)が、ワット社に対して直ちに団体交渉を開催するよう緊急命令を求めて提訴したことは、本件事件の早期解決に欠かせない判断です。

国の提訴を受け、東京地方裁判所はワット社の行政訴訟手続きと併行して審理を進めていますが、ワット社側の引きのばしによって判決が先延ばしになっています。

つきましては、行政訴訟手続きと切り離して、一刻も早い労働者・労働組合の救済のために、先行して緊急命令訴訟を取扱い、早期に公正な判決を下すよう、裁判所に要請する署名に取り組みたく、ご協力を要請します。

具体的には、個人及び団体署名に取り組んでいただきたいと思います。各団体・労組の皆さんにおかれましては、主旨をご理解いただき、署名に取り組んでいただくとともに、貴組織の傘下組織へも取り組みを広げていただければ幸甚です。なお、返信の際の切手についてはカンパでお願いしたく、併せてご協力をお願い申し上げます。

末文になりましたが、皆様のますますのご健勝を祈念申し上げます。

以上

■第1次集約 2023年7月6日(下記必着)

■第2次集約 2023年8月31日(下記必着)

【署名送付先】

計器工事関連分会支援共闘会議事務局(全国一般東京地本気付)

東京都中央区日本橋人形町3-7-13-401 Tel.03-6661-2773・FAX03-6661-2783

東京地裁令和4年（行ク）第226号緊急命令申立事件

申立人 国(処分行政庁 中央労働委員会)

被申立人 ワットラインサービス株式会社

補助参加人 全国一般労働組合東京地方本部外2名

東京地方裁判所民事第36部 御中

早期に団体交渉開催の緊急命令を求める要請

全労連・全国一般労働組合東京地方本部、同一般合同労働組合、同計器工事関連分会は、2018年12月7日ワットラインサービス(株)に対し、計器工事関連分会の結成を通告し団体交渉を申し入れました。ワットラインサービス(株)は、2020年2月4日付東京都労働委員会命令を無視し、2022年4月6日付中央労働委員会命令も無視し、当初から今日まで4年半以上も団体交渉拒否を続けています。団体交渉拒否が続く中で、関連分会の組合員は36%にまで激減しています。

ワットラインサービス(株)は、団体交渉拒否を続けながら、2020年度(2020年3月21日～2021年2月20日)には組合員の年間工事個数を前年度比約30%に削減し、2021年2月21日からは最後に残った組合員13人を更新拒否しています。また、2019年3月20日に更新拒否された組合員1人がいます。長期にわたる不当労働行為のため組合員の生活は逼迫しており、企業が社会的責任を果たし争議を早期に解決することが求められています。本争議の原点であり紛争拡大の大本である団体交渉拒否事件について一刻も早い判断を下されることが争議解決の気運を醸成するものと考えます。

ワットラインサービス(株)が原告、国(中央労働委員会)が被告の東京地裁令和4年(行ウ)第220号不当労働行為救済命令取消請求事件は双方の主張が尽くされようとしています。団体交渉拒否が続き、被害が続き、拡大する中で、労働者・労働組合の権利を守り、被害をふせぐために、ワットラインサービス(株)に対する緊急命令は必要不可欠です。

貴裁判所におかれては、一刻も早い労働者・労働組合の救済のため、また、争議の全面解決の道を開くため、中労委命令取消訴訟の判決を待たず、ワットラインサービス(株)に対し、ただちに団体交渉に応じることを命ずる緊急命令を発令していただきたく、要請します。

以上

2023年 月 日

氏名・団体名

代表者名(個人の場合は不要です)

〒

所在地(住所)

この署名は、要請書提出以外には、使用しません。

【取扱団体】 計器工事関連分会支援共闘会議事務局 (全国一般労働組合東京地本内)

東京都中央区日本橋人形町3-7-13-401 TEL03-6661-2773・FAX03-6661-2783